

内閣人 第一二号

起案

令和五年一月二六日

裁可	上奏	决定	令和	五年	一月	二七	日
令和	年	令和	年	月	月	日	施行
年	月	月	年	月	日	日	令和

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総務官



内閣総理大臣

内閣

裁判官人

内閣

内閣

内閣

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することといたしたい。
 なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年
 十月五日閣議決定）」により、内閣総理大臣限りとされている。

村上亞優

判事補に任命する

(二月一日)

(さいたま家庭裁判所判事兼
さいたま地方裁判所判事)

判

事

井上有紀

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

(二月十七日)

(東京地方裁判所判事・
東京簡易裁判所判事)

簡易裁判所判事兼

本條裕

(福岡高等裁判所判事・
宮崎簡易裁判所判事)

同

高橋亮介

願に依り本官並びに兼官を免ずる(各通)

(以上二月六日)

最高裁人任第 154 号

令和 5 年 1 月 25 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事補に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

むら かみ あ ゆ
村 上 亜 優

(発令希望日 令和 5 年 2 月 1 日)

判事補任命資格調

(令和5年2月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京地判事補		村上 亜優	平8.2.6	裁判所法第43条

裁 判 所	本 籍	
年 号	出生地	現住所
月	日	
事		
司法試験合格		
司法修習生の修習終了		
平成八年二月六日	氏名	氏名
むら かみ	村上	村上
あ	ア	ア
ゆ	ユ	ユ
項	旧氏名	年出生日の
庁		平成八年二月六日
名		

最高裁人任第37号

令和5年1月25日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

簡易裁判所判事に兼ねて任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人は、兼官たる簡易裁判所判事としての任期が令和5年2月16日限り終了するものである。

(さいたま家庭裁判所判事兼)
(さいたま地方裁判所判事) 判 事 井 上 有 紀

(発令希望日 令和5年2月17日)

簡易裁判所判事任命資格調 (令和5年2月17日)

補職さるべき庁	現職及び前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) さいたま家地判 事兼さいたま簡 裁判事	さいたま家地判 事兼さいたま簡 裁判事 し	井上 有紀	昭55.5.31	略

兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

最高裁人任第28号

令和5年1月25日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(東京地方裁判所判事)
(東京簡易裁判所判事)

判 事 兼
簡易裁判所判事

ほんじょうゆたか
本條裕

願に依り本官並びに兼官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年2月6日)

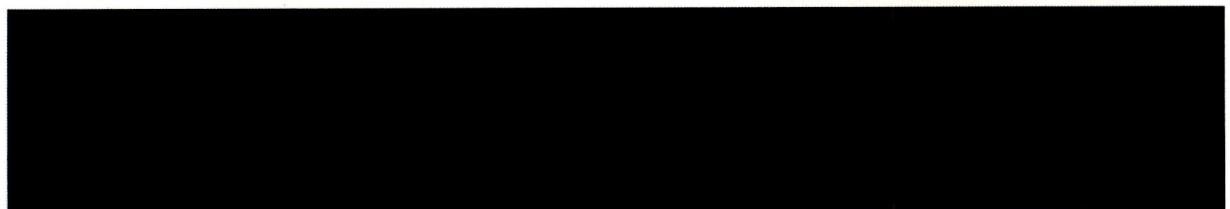
退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣殿

東京地方裁判所判事
東京簡易裁判所判事

判事兼
簡易裁判所判事



最高裁人任第1910号

令和5年1月25日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(福岡高等裁判所判事)
(宮崎簡易裁判所判事)

判 事 兼
簡易裁判所判事

たか はし りょう すけ
高 橋 亮 介

願に依り本官並びに兼官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年2月6日)

退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

福岡高等裁判所判事（宮崎支部勤務）
宮崎簡易裁判所判事

判事 兼
簡易裁判所判事

